

東京都立三宅高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚を磨き、指導力を向上させるとともに、学校全体による組織的な対応を行う。
- (2) 被害の生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、組織的に守り通す取組を徹底して行う。
- (3) いじめを見て見ぬふりにせず、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒からの発信を促し、生徒による主体的な取組を支援する。
- (4) いじめ問題に迅速かつ的確に取組むため、保護者や地域、関係機関との連携を深める。

2 学校及び教職員の責務

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、学校として日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決しなくてはならない。そのためにも、未然防止、早期発見・早期対策を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組む必要がある。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、以下の通りに対策委員会を設置して、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針の策定、年間計画、の作成・実行、校内研修の計画・実施等未然防止に係ること。
- スクールカウンセラーによる全員面接、「生活意識調査」等による情報収集等の早期発見に係ること。
- 速やかな対応策の検討、実施等早期対応に係ること。
- 重大事態が発生した際の、関係機関との連携や被害生徒、加害生徒への対応。

ウ 会議

月に1回、必要時は随時、会議を開き、情報交換を行い、スクールカウンセラーからの意見、アドバイスを参考に、いじめ防止のための方策を検討する。

エ 委員構成

副校長・生活指導部・養護教諭・1学年担任・2学年担任・3学年担任・スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会と連携をとり、支援を行う。
- 警察、三宅村教育委員会等関係機関と連絡をとり、協力体制を確立する。
- 地域住民との連携を図り、高校のいじめ防止対策への地域の理解を深め、協力できるサポート体制を作る。

ウ 会議

年に3回、必要時は随時、会議を開き、高校におけるいじめ防止の計画と校内の状況を報告し、協議委員と意見交換し、地域と連携したいじめ防止対策を検討する。

エ 委員構成

学校運営連絡協議会の委員が兼務する。

内部委員：校長・副校長・経営企画室長・教務主任・生活指導主任・進路指導主任

協議委員：東京都教育庁三宅出張所副所長・三宅村教育課長・三宅島社会福祉協議会・三宅中学校校長・三宅小学校校長・三宅高校同窓会代表・三宅高校PTA会長・三宅高校PTA副会長

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめ防止のための校内研修を年3回実施し、いじめ防止に対する教員の指導力の向上を図る。
- イ 年に3回、全校集会、LHRの時間等を使い、「いじめに関する授業」を実施し、定期的に生徒にいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにする。

- ウ 「いじめ防止カード」を全生徒に配布し、「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広め、いじめに対する具体的な行動のとり方を理解させる。
- エ 「学校いじめ対策委員会」「学校サポートチーム」を定期的に関き、いじめに対する学校全体としての組織的な取組を行う。

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる生徒全員面接を行う。
- イ 「学校いじめ対策委員会」を月に1回開き、管理職、学年担任とスクールカウンセラーによる情報交換を行う。
- ウ 年2回「生活意識調査」を実施し、いじめをはじめとした様々な課題の早期発見につとめる。
- エ 年3回、担任による生徒との二者面談を行い、本人だけではなく、周囲の様子についても把握する。
- オ 管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員による校内巡回を行い、生徒の変化等をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒を見守っているというメッセージを発する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会で情報把握を行い、委員会を核として対応方針を策定する。
- イ 被害の生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。加害の生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等を行う。
- ウ 学校経営支援センター、警察等と連携をとり、地域・関係諸機関と協力して指導を行う。
- エ 保護者会を開くなど、PTAと協力し、地域と連携した観察・指導を行える体制を作る。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害の生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
被害の生徒の情報共有を担当団で毎日行い、帰宅後の様子を保護者と連絡をとり、確認する。

イ スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教員とで情報共有の徹底を図る。スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。

ウ 被害の生徒の状況に応じて、保健室登校などの緊急避難措置を実施する。

5 教職員研修計画

(1) いじめ防止対策推進法等で示されている取組を教職員が確実に行えるようにするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 4月のPTA総会・保護者会で「いじめ防止基本方針」について説明し、本校のいじめ防止への基本方針を説明する。

(2) 被害の生徒、加害の生徒の保護者に対し、スクールカウンセラーとの面談等のケアを行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 三宅島警察署と連携をとり、年に3回情報交換を行う。

(2) 学校便りや保護者会を活用し、学校いじめ防止基本方針について保護者や地域に説明する。

(3) スクールカウンセラーを年度当初の保護者会で紹介し、相談窓口や連絡方法を保護者に伝え、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 「学校評価アンケート」を行い、いじめ対策に対す生徒、保護者、教職員、地域の評価を集め、次年度にむけた基本方針の改善を図る。

(2) 学校いじめ対策委員会で、年度末に総括を行い、次年度のいじめ防止対策の計画作成に活かす。

(3) 学校サポートチームにおいて、外部の協議委員の意見を参考に、三宅高校の基本方針の更なる改善を図る。